

パートナーシップ構築宣言

株式会社多湖農園（以下、「当社」といいます）は、サプライチェーン全体の取引先の皆様および新たな価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、持続可能な社会の実現に貢献すべく、以下の取り組みを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携の取り組み

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【グリーン化の取組】

・当社は「みどりの食料システム戦略」に基づく『みどり認定』を取得し、環境負荷低減に向けた持続可能な農業の実践に努めています。

【健康経営に関する取組】

・また、自然災害や気候変動リスクに備えた農業版事業継続計画（BCP）も策定しており、安定供給体制の維持と取引先との信頼関係の継続に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. サプライチェーン全体への取り組みの普及・啓発

・地域の農業関係者や異業種連携先と協力し、SDGs や食の安心・安全に配慮した取り組みを広げます。

令和 7 年 6 月 24 日

株式会社多湖農園

代表取締役 多湖文貴